高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

告示　　ページ
◎港湾隣接地域の指定（２件）　（港湾・海岸課）　1
◎海岸保全区域の指定及び告示の廃止　（　〃　）　1
公告
◎公告（港湾隣接地域の指定）の一部変更　（港湾・海岸課）　2

告示

高知県告示第708号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第１項の規定により、高知港（もずかた・長浜地区）の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和８年11月24日

高知港港湾管理者
高知県知事　濵田　省司

高知港（もずかた・長浜地区）港湾隣接地域として指定する範囲

標点　位置

41　高知市浦戸字赤田822番の10地内の地点（北緯33度29分55.0240秒・東経133度33分37.6629秒）
42　標点41の地点から187度00分00秒22.000メートルの地点
43　標点42の地点から224度00分00秒24.000メートルの地点
44　標点43の地点から230度00分00秒26.000メートルの地点
45　標点44の地点から243度00分00秒35.000メートルの地点
46　標点45の地点から266度00分00秒62.000メートルの地点
47　標点46の地点から308度00分00秒31.000メートルの地点
48　標点47の地点から340度00分00秒20.000メートルの地点
49　標点48の地点から７度00分00秒30.000メートルの地点
50　標点49の地点から316度00分00秒61.000メートルの地点
51　標点50の地点から270度00分00秒18.000メートルの地点
52　標点51の地点から244度00分00秒78.000メートルの地点
53　標点52の地点から249度00分00秒45.000メートルの地点
54　標点53の地点から353度00分00秒240.000メートルの地点
55　標点54の地点から260度00分00秒80.000メートルの地点
56　標点55の地点から259度00分00秒51.000メートルの地点
57　標点56の地点から275度00分00秒56.000メートルの地点
58　標点57の地点から258度00分00秒53.000メートルの地点
59　標点58の地点から261度00分00秒20.000メートルの地点
60　標点59の地点から269度00分00秒20.000メートルの地点
61　標点60の地点から276度00分00秒43.000メートルの地点
62　標点61の地点から283度00分00秒53.000メートルの地点
63　標点62の地点から232度00分00秒12.000メートルの地点
64　標点63の地点から265度00分00秒25.000メートルの地点
65　標点64の地点から259度00分00秒36.000メートルの地点
66　標点65の地点から273度00分00秒188.000メートルの地点

標点41の地点から279度に引いた直線、標点41の地点から標点66の地点までを順次に直線で結んだ線、標点66の地点から０度に引いた直線及び水際線により囲まれた陸域

高知県告示第709号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第１項の規定により、高知港（長浜・御畳瀬地区）の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和８年11月24日

高知港港湾管理者
高知県知事　濵田　省司

高知港（長浜・御畳瀬地区）港湾隣接地域として指定する範囲

標点　位置

67　高知市長浜592番地内の地点（北緯33度30分02.8310秒・東経133度32分59.3200秒）
68　標点67の地点から91度00分00秒118.000メートルの地点
69　標点68の地点から81度00分00秒138.000メートルの地点
70　標点69の地点から351度00分00秒52.000メートルの地点
71　標点70の地点から80度00分00秒50.000メートルの地点
72　標点71の地点から111度00分00秒42.000メートルの地点
73　標点72の地点から116度00分00秒60.000メートルの地点
74　標点73の地点から111度00分00秒53.000メートルの地点
75　標点74の地点から103度00分00秒57.000メートルの地点
76　標点75の地点から89度00分00秒20.000メートルの地点
77　標点76の地点から65度00分00秒69.000メートルの地点
78　標点77の地点から55度00分00秒46.000メートルの地点
79　標点78の地点から82度00分00秒70.000メートルの地点
80　標点79の地点から86度00分00秒56.000メートルの地点
81　標点80の地点から62度00分00秒51.000メートルの地点
82　標点81の地点から35度00分00秒34.000メートルの地点
83　標点82の地点から14度00分00秒26.000メートルの地点
84　標点83の地点から326度00分00秒43.000メートルの地点
85　標点84の地点から315度00分00秒47.000メートルの地点
86　標点85の地点から275度00分00秒34.000メートルの地点
87　標点86の地点から291度00分00秒42.000メートルの地点
88　標点87の地点から300度00分00秒24.000メートルの地点
89　標点88の地点から325度00分00秒27.000メートルの地点
90　標点89の地点から338度00分00秒48.000メートルの地点
91　標点90の地点から349度00分00秒10.000メートルの地点
92　標点91の地点から０度00分00秒57.000メートルの地点
93　標点92の地点から８度00分00秒19.000メートルの地点
94　標点93の地点から20度00分00秒55.000メートルの地点
95　標点94の地点から５度00分00秒17.000メートルの地点
96　標点95の地点から33度00分00秒57.000メートルの地点
97　標点96の地点から50度00分00秒28.000メートルの地点
98　標点97の地点から60度00分00秒90.000メートルの地点
99　標点98の地点から32度00分00秒59.000メートルの地点
100　標点99の地点から22度00分00秒39.000メートルの地点
101　標点100の地点から39度00分00秒55.000メートルの地点
102　標点101の地点から69度00分00秒34.000メートルの地点

標点67の地点から180度に引いた直線、標点67の地点から標点102の地点までを順次に直線で結んだ線、標点102の地点から159度に引いた直線及び水際線により囲まれた陸域

高知県告示第710号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定し、昭和51年９月高知県告示第502号（海岸保全区域の指定）は廃止する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

南地・塩谷地区海岸

１　基準点

（１）　高知市長浜字塩浜5015番の33地先に設けた点（基準鋲）を基準点１とする。
（２）　基準点１から方位角260度04分16秒141.077メートルの点（基準鋲）を基準点２とする。
（３）　基準点２から方位角260度00分00秒80.000メートルの点（基準鋲）を基準点３とする。
（４）　基準点３から方位角259度00分00秒24.345メートルの点（基準鋲）を基準点４とする。
（５）　基準点４から方位角355度47分28秒3.938メートルの点（基準鋲）を基準点５とする。
（６）　基準点５から方位角270度00分00秒20.000メートルの点（基準鋲）を基準点６とする。
（７）　基準点６から方位角180度00分00秒7.871メートルの点（基準鋲）を基準点７とする。
（８）　基準点７から方位角259度00分00秒5.986メートルの点（基準鋲）を基準点８とする。
（９）　基準点８から方位角275度00分00秒56.000メートルの点（基準鋲）を基準点９とする。

(10)　基準点９から方位角258度00分00秒53.000メートルの点（基準鋲）を基準点10とする。
(11)　基準点10から方位角261度00分00秒20.000メートルの点（基準鋲）を基準点11とする。
(12)　基準点11から方位角269度00分00秒20.000メートルの点（基準鋲）を基準点12とする。
(13)　基準点12から方位角276度00分00秒43.000メートルの点（基準鋲）を基準点13とする。
(14)　基準点13から方位角283度00分00秒53.000メートルの点（基準鋲）を基準点14とする。
(15)　基準点14から方位角232度00分00秒12.000メートルの点（基準鋲）を基準点15とする。
(16)　基準点15から方位角265度00分00秒25.000メートルの点（基準鋲）を基準点16とする。
(17)　基準点16から方位角259度00分00秒36.000メートルの点（基準鋲）を基準点17とする。
(18)　基準点17から方位角273度00分00秒188.000メートルの点（基準鋲）を基準点18とする。
(19)　基準点18から方位角０度00分00秒40.000メートルの点（基準鋲）を基準点19とする。
(20)　基準点19から方位角91度00分00秒118.000メートルの点（基準鋲）を基準点20とする。
(21)　基準点20から方位角81度00分00秒138.000メートルの点（基準鋲）を基準点21とする。
(22)　基準点21から方位角351度00分00秒52.000メートルの点（基準鋲）を基準点22とする。
(23)　基準点22から方位角80度00分00秒50.000メートルの点（基準鋲）を基準点23とする。
(24)　基準点23から方位角111度00分00秒42.000メートルの点（基準鋲）を基準点24とする。
(25)　基準点24から方位角116度00分00秒60.000メートルの点（基準鋲）を基準点25とする。
(26)　基準点25から方位角111度00分00秒53.000メートルの点（基準鋲）を基準点26とする。
(27)　基準点26から方位角103度00分00秒57.000メートルの点（基準鋲）を基準点27とする。
(28)　基準点27から方位角89度00分00秒20.000メートルの点（基準鋲）を基準点28とする。
(29)　基準点28から方位角65度00分00秒69.000メートルの点（基準鋲）を基準点29とする。
(30)　基準点29から方位角55度00分00秒46.000メートルの点（基準鋲）を基準点30とする。
(31)　基準点30から方位角82度00分00秒70.000メートルの点（基準鋲）を基準点31とする。
(32)　基準点31から方位角86度00分00秒56.000メートルの点（基準鋲）を基準点32とする。

２　補助点

（１）　基準点１から基準点32までの間の海上に基32を設定する。

（２）　補助点の位置は、次のとおりとする。

基32　基準点32から方位角140度00分00秒50.000メートルの点

３　区域

基準点１から基準点32まで、基32及び基準点１の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公　　告

昭和38年12月13日付け高知県公報号外第69号の公告（港湾隣接地域の指定）の一部を次のとおり変更する。

令和８年11月24日

高知港港湾管理者
高知県知事　濵田　省司

本文中

「

標点	位　　置
41	高知市浦戸字赤田822番の10地内標柱
42	標点41の地点から187度22メートルの地点
43	標点42の地点から224度24メートルの地点
44	標点43の地点から230度26メートルの地点
45	標点44の地点から243度35メートルの地点
46	標点45の地点から266度62メートルの地点
47	標点46の地点から308度31メートルの地点
48	標点47の地点から340度20メートルの地点
49	標点48の地点から７度30メートルの地点
50	標点49の地点から316度61メートルの地点
51	標点50の地点から270度18メートルの地点
52	標点51の地点から244度78メートルの地点
53	標点52の地点から249度45メートルの地点
54	標点53の地点から353度150メートルの地点
55	標点54の地点から260度135メートルの地点
56	標点55の地点から355度90メートルの地点
57	標点56の地点から275度56メートルの地点
58	標点57の地点から258度53メートルの地点
59	標点58の地点から261度20メートルの地点
60	標点59の地点から269度20メートルの地点
61	標点60の地点から276度43メートルの地点
62	標点61の地点から283度53メートルの地点
63	標点62の地点から232度12メートルの地点
64	標点63の地点から265度25メートルの地点
65	標点64の地点から259度36メートルの地点
66	標点65の地点から273度188メートルの地点

標点41の地点から279度に引いた直線、標点41から66までの各地点を順次結ぶ直線、標点66の地点から２度に引いた直線並びに水際線により囲まれた陸域（別図に示す地域）及び

標点	位　　置
67	高知市長浜592地内標柱（御倉橋左岸橋台）
68	標点67の地点から91度118メートルの地点
69	標点68の地点から81度138メートルの地点
70	標点69の地点から351度52メートルの地点
71	標点70の地点から80度50メートルの地点

72	標点71の地点から111度42メートルの地点
73	標点72の地点から116度60メートルの地点
74	標点73の地点から111度53メートルの地点
75	標点74の地点から103度57メートルの地点
76	標点75の地点から89度20メートルの地点
77	標点76の地点から73度68メートルの地点
78	標点77の地点から55度46メートルの地点
79	標点78の地点から82度70メートルの地点
80	標点79の地点から86度56メートルの地点
81	標点80の地点から62度51メートルの地点
82	標点81の地点から45度34メートルの地点
83	標点82の地点から14度36メートルの地点
84	標点83の地点から326度43メートルの地点
85	標点84の地点から315度47メートルの地点
86	標点85の地点から275度39メートルの地点
87	標点86の地点から291度42メートルの地点
88	標点87の地点から300度24メートルの地点
89	標点88の地点から325度27メートルの地点
90	標点89の地点から338度48メートルの地点
91	標点90の地点から349度10メートルの地点
92	標点91の地点から零度52メートルの地点
93	標点92の地点から８度19メートルの地点
94	標点93の地点から20度55メートルの地点
95	標点94の地点から５度17メートルの地点
96	標点95の地点から333度57メートルの地点
97	標点96の地点から53度28メートルの地点
98	標点97の地点から65度90メートルの地点
99	標点98の地点から32度57メートルの地点
100	標点99の地点から22度39メートルの地点
101	標点100の地点から39度55メートルの地点
102	標点101の地点から69度24メートルの地点

標点67の地点から180度に引いた直線、標点67から102までの各地点を順次結ぶ直線、標点102の地点から159度に引いた直線並びに水際線により囲まれた陸域（別図に示す地域）及び　　」

を削る。